

令和8年度 地域づくりコーディネーター業務委託実施要項

1 事業名 地域づくりコーディネーター業務委託

2 事業目的 令和7年度に策定予定の「那覇市地域づくり推進方針（案）」に基づき、小学校区単位での地域づくりをより一層推進するため、「小学校区まちづくり協議会」（※1）が地域づくりのプラットフォームとして機能できるよう、当該協議会への支援体制を整えることを目的とする。特に、当該協議会の新規立ち上げに伴う「地域ビジョン」の作成支援、既存組織の運営力強化支援並びに担当課職員の調整力の向上に資する取組みを通して、本市における継続的な伴走支援体制の整備を図るために実施する。

（※1）小学校区まちづくり協議会

ゆるやかなつながりのある社会を実現するための、地域づくりの場（プラットフォーム）。自治会、NPO・市民活動団体、企業・事業者、個人、市など、多様な主体が集まり、それぞれの思いや活動を共有しながら、協力して地域づくりを進めていく場である。

3 背景（企画意図）

少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進行する中、防災、孤立の防止、子どもや高齢者の見守りなど、地域が抱える課題は、多様化、複雑化しており、こうした状況に対応するため、小学校区まちづくり協議会においては、これまで以上に多様な主体が参画し、信頼関係を構築しながら地域課題について話し合い、地域づくりを実践していくことが求められている。また、補助金を活用し運営している組織であることから、取組みの目的や成果についても整理し公表していくことも重要である。これらを実践するにあたり行政においては、仕組みづくりが必要となっている。

小学校区まちづくり協議会の活動は地域主体で取組むため、会議運営、意見集約、関係者との合意形成、地域ビジョン作成などファシリテーションスキルや人や資源をつなぐコーディネートスキルをもつ人材が必要である。加えて、市民とともに行動する行政職員にとっても、従来の事務処理にとどまらず、地域と協働するための対話力、調整力等が求められている。

4 事業期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
（令和8年度当初予算成立を前提とした準備行為含む）

5 事業場所 まちづくり協議会の活動場所、なは市民協働プラザや市公共施設、オンライン等

6 事業概要

（1）小学校区まちづくり協議会・準備会への伴走支援業務

- ① 「地域ビジョン」作成支援（現地調査、ワークショップ企画に対する助言等）
- ② 組織運営・事業推進支援（運営事務等の改善に寄与する講座開催及び相談業務等）
- ③ 「運営マニュアル」（会計や運営に係るマニュアル）の作成支援

(2) 市職員の人材育成および体制整備支援

- ①まちづくり協働推進課職員向けファシリテーション研修・OJT
- ②小学校区まちづくり協議会担当者定例ミーティングへの参加及び庁内連携支援
- ③業務効率化に向けた支援（小学校区まちづくり協議会の伴走支援体制モデル整備の検討助言）

(3) 情報発信・ネットワーク構築の支援

- ・他自治体や団体等の先進事例情報の収集および提供。
- ・地域活動の見える化（広報・情報発信）に関する助言。

(4) 記録・報告

支援実施記録、研修実施報告（成果分析等内容含むこと）等

[契約方法]

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき企画提案方式（プロポーザル）による随意契約とする。本業務は、小学校区まちづくり協議会や市民活動、市民協働及び協働推進に対しての知見があり、小学校区まちづくり協議会の持続可能な運営に向けた取組みを実行できる資格、実績、ネットワーク、コーディネート力が必要とされることから、価格を重視した入札にはなじまない。

よって、プロポーザルにより効果的な事業の実施が期待できる事業者を選定し契約を締結する。

[企画提案審査]

委託事業者の選定は、市民文化部所管事業審査委員会設置要綱(令和4年6月2日施行)に基づき、同委員会にて企画提案審査を行う。同委員会設置要綱第3条により下記の者を委員とする。

委員（7名）：市民文化部長（委員長）、市民文化部副部長（副委員長）、福祉政策課長、ちゃーがんじゅう課担当副参事、こどもえがお相談課長、生涯学習課長、防災危機管理課長

[企画提案公募]

募集期間： 令和8年3月10日（火）～4月7日（火）17：00まで

審査委員会：第1回 令和8年3月6日（金）15：45～17：00

（本庁4階 401B会議室にて実施予定）

第2回 令和8年4月17日（金）9：00～12：00

（本庁8階 801会議室にて実施予定）

(前提条件)

以下を付して公募を行う。

本事業は、本市の令和8年度那覇市一般会計当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、予算成立決定後に効力を生じるものである。市議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しない又は契約額を変更することがある。

[委託契約期間]

契約締結日：令和8年4月下旬（予定）～令和9年3月31日（水）

[委託料の概算払]

地方自治法施行令第162条、那覇市会計規則第61条に基づき、概算払いを認める。

7 事業総予算額 6,970,000円（消費税及び地方消費税含む）

[支出費目] 会計 01 一般会計 款 02 総務費 項 01 総務管理費 目 01 一般管理費
事業 27 小学校区まちづくり協議会支援事業

12 委託料 6,970,000円（消費税及び地方消費税含む）

01 業務委託料 コーディネーター育成支援業務委託料

8 財源

[特定財源]

款 19 繰入金 項 02 基金繰入金 目 05 那覇市協働によるまちづくり推進基金
節 01 那覇市協働によるまちづくり推進基金繰入金

細節 01 那覇市協働によるまちづくり推進基金繰入金

6,970,000円

9 財政課合議 那覇市予算決算規則別表第3（第24条関係）(8)により、財政課長合議は実施済み。

10 スケジュール

- (1) 委員事前説明 令和8年3月3日（火）、4日（水）
- (2) 第1回審査委員会 令和8年3月6日（金）
- (3) 公募 令和8年3月10日（火）～4月7日（火）
- (4) 第2回審査委員会 4月17日（金）
- (5) 結果通知 4月20日（月）頃
- (6) 契約 4月下旬

11 資料（別紙）

- (1) 募集要項、様式1～7
- (2) 仕様書、別紙1～2
- (3) 市民文化部所管事業審査委員会設置要綱
- (4) 業務委託 企画提案審査評価要領
- (5) 業務委託 契約書(案)